

足利市立桜小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校では、「人権教育の充実」を全教育活動の基盤に据え、「一人ひとりを生かし育てる」指導、支援に努めてきている。その着実な実践への根本に係ることとして、『いじめ問題』があると捉える。全ての教職員は、「いじめは、どの学年のどの学級、どの子にも起こりうる」との危機感をもって、児童の尊厳を守り、「いじめのない学校づくり」に取り組んでいく必要がある。

いじめ防止等の対応については、「児童指導・いじめ対策委員会」を組織し、保護者や地域、関係諸機関と連携しながら「未然防止」を目指して進めていくが、万一いじめが疑われる状況を把握した場合には、全校態勢で早期の解決を図っていく。特に重大な事態が発生した場合は、市教委・警察に通報し、指示・支援を得ながら解決していくものとする。

この基本方針に基づいた行動計画として、桜小「児童指導計画」を設定し、全職員がその実践に努めていく。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為に対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第2条第1項)

2 いじめ防止等のための組織的な対応について

- (1) 児童指導・いじめ対策委員会として、定期的に「いじめ未然防止・早期発見に関する会議」を、随時に「いじめ把握時の対応に関する会議」を開催し、教育活動全体を通じた未然防止策や早期解決策の策定を行う。

〈いじめ対策委員会の組織〉

構成員…校長 教頭 教務主任 児童指導主任 養護教諭 教育相談担当 人権教育主任
スクールカウンセラー 学校評議員 等

○定期会議…校長 教頭 教務主任 児童指導主任 養護教諭 教育相談担当 人権教育主任 等

○いじめ把握時対応会議…校長 教頭 教務主任 児童指導主任 担任 養護教諭 教育相談担当

等 *必要に応じて、スクールカウンセラー、学校評議員代表、保護者代表及び外部の専門家等

- (2) いじめをはじめとした、児童指導上の様々な問題に関する校内研修を、年間計画に位置づけ、全教職員の共通理解と具体的な対応力の向上を図る。

3 いじめの未然防止について

- (1) 児童一人一人に豊かな心を育み、道徳的な実践力をつけさせることにより、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- (2) 児童が意欲をもって教育活動に取り組めるよう、「集団作り」「授業作り」等を充実させる。
- (3) 教職員の言動が、いじめを誘発・助長することのないよう、人権感覚を磨くとともに、指導に際しては最新の注意を払う。
- (4) チェックポイントの活用などにより、いじめ問題に対しての意識や取り組みについて定期的に点検し、改善を図っていく。

4 いじめ早期発見について

- (1) いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、気付きにくい形で行われることを、教職員一人一人が強く意識する。
- (2) 児童の声に耳を傾け、行動を注視し、些細な変化も見逃さない姿勢をもつとともに児童との信頼関係を深め、相談しやすい態勢を整える。
- (3) 日頃から保護者との信頼関係を深めるとともに、保護者との連携、情報の共有に努める。
- (4) 児童や保護者、地域からの相談や通報の窓口を明確にする。

5 いじめ早期解決について

- (1) いじめが生じたときには、詳細な事実の確認、素早い対応により、関係する児童や保護者が納得するような解決を図る。
- (2) いじめられている児童は、本人や保護者の立場から、徹底的に守る姿勢を示す。
- (3) いじめの行為をやめさせたことで、いじめが解決したと安易に思い込むことなく、継続的に全校あげて対応していく。
- (4) いじめた児童については、行為の善悪をしっかりと理解させてから反省と謝罪をさせ、二度といじめを起こさないよう、継続的に見守っていく。
- (5) 双方の保護者に対しては、学校組織として丁寧に説明をし、学校と両保護者が協力してより良い状況としていけるようにする。
- (6) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育てる。
- (7) いじめが解消したと認識できた後も、関係する児童・保護者には継続的に指導・支援を行い良好な人間関係の構築に努めていく。

6 重大な事態が発生した場合への対応について

- (1) 市教委、警察署に通報し、適切な指示・支援を求める。
- (2) 市教委と連携し、スクールカウンセラー等の専門家の協力を得ながら、本校「いじめ対策委員会」を中心とした全校態勢で対処する。
- (3) 事実関係の全貌を明確にする。その際は、市教委と連携して、因果関係の特定を急がず、客観的な事実を速やかに調査する。
- (4) 明らかとなった事実は、関係する児童と保護者に、経過報告も含め、適時・適切に説明していく。
- (5) 当該児童や保護者の意向を十分に考慮した上で、全校保護者等への説明を適時に行い、解決に向けての協力を依頼する。
- (6) 本校いじめ対策委員会を中心に、学校としての再発防止策をまとめ、市教委に報告するとともに、全校態勢で着実に実践していく。

平成26年4月1日 制定

平成27年4月1日 改訂